

9.11.1 陸域生態系に係る環境影響評価の結果の概要（地域を特徴づける生態系の注目種 [セッカ]・その1）

調査結果	<p>○平成13年度に実施したラインセンサス調査では、四季ともすべての地域で生息が確認され、特にカラ岳や宮良に多く生息していた。 ○平成13年度にカラ岳でセッカのなわばり形成期にトリリマッピング調査を行い、なわばり密度4.1個体/haが得られた。</p>				
	計画検討に当たり講じた環境保全配慮・環境保全措置	予測結果	評価結果	環境保全措置	事後調査及び環境監視
<p>工事の実施</p>	<p>環境保全配慮 ・法面や滑走路周辺の緑化を行う。 ・法面や滑走路周辺の緑化にあたっては可能な限り現地の植物を利用し、造成後速やかに行う。</p> <p>環境保全配慮 ・低騒音型の機種を使用する。</p>	<p>○カラ岳切削部 ・カラ岳におけるセッカの推定なわばり密度4.1個体/haを推定される。 ・工事3年次には、カラ岳南東部の約1.78haが工事によって消失する。切削場所には約7個のなわばりが存在すると推測され、これらのセッカの繁殖期のなわばりが一時的に消失すると考えられるが、環境保全配慮として、工事4年次に切削箇所に可能な限り現地の植物を利用して緑化を行うこととしており、セッカにとっての生息・繁殖環境が早期に回復するものと考えられ、セッカの生息状況の変化は小さいものと予測される。また、繁殖期間中においても牧草の刈り取りが行われているが、なわばり数が著しく減少することなく、刈り取り後草丈が伸びた場所になわばりを形成していることから、セッカはこのような人為的な影響に適応しているものと推察される。</p> <p>○事業実施区域及び周辺部 ・事業実施区域におけるセッカの生息密度は、カラ岳周辺の牧草地や耕作地、放牧地で2.39個体/ha、ゴルフ場芝地で0.56個体/haとなる。そこで事業実施区域内にあるセッカの好適地（牧草地、耕作地、放牧地等）約99haと、非好適地（ゴルフ場芝地）約56haに当てはめ、事業実施区域内のセッカの生息個体数を268個体と推定した。事業実施区域の造成に際し工事2年次に約50ha、3年次に約30ha、4年次に約27ha、5年次に約39ha、6年次に約8haが改変される。それに伴い生息地から一時的に周辺域へ移動するセッカの推定個体数は、2年次89個体、3年次39個体、4年次39個体、5年次81個体、6年次18個体と推定した。</p> <p>・セッカの好適地は、予測範囲全体に約1,604haあることから、周辺域にはセッカの好適地が確保されており、一時的な移動は可能と考えられる。</p> <p>・環境保全配慮として、3年次から法面等に可能な限り現地の植物を利用して緑化を行うこととしていることから、セッカにとっての好適地である草地環境の回復が図れるものと考えられ、一時的に周辺域へ移動したセッカの一部は再移入するものと考えられる。再移入する個体数は、3年次に緑化が始まり1年後の4年次には植生が回復すると仮定すると、その年に28個体、5年次9個体、6年次19個体、7年次5個体の約61個体が再移入すると考えられる。当初の生息数268個体に対し、207個体が周辺好適地（耕作地、牧草地）に居残るものと考えられるが、周辺域における生息密度の増加は0.13個体/haとごくわずかであり、生息状況の変化は小さいものと予測される。</p> <p>○建設機械の稼働及び資機材の運搬に用いる車両の運行による生息状況の変化 ・建設機械の稼働最盛期におけるセッカの生息地付近における騒音レベルは、カラ岳の掘削部周辺が66.3dB、事業実施区域におけるセッカ生息場所の最も近接した場所で最大66.5dBと予測される。 ・一般的にセッカの生息場所は、人間活動が活発に行われている場所であり、建設機械の稼働を伴う農地や牧草地の造成工事、機械刈り取りによるサトウキビや牧草の収穫作業が行われていることから、建設機械の稼働に伴う騒音によるセッカの生息状況の変化は小さいものと考えられる。 ・工事中の資機材運搬車両等の運行についてはセッカの好適地内を通過し、運行台数90台/日と想定されている。しかしながら、好適地内である既存の国道390号の工事車両の騒音レベルの予測結果は白保で60.7dB(A)であり、セッカはこれに隣接する耕作地や牧草地で生息している。また、類似例として、那覇空港及び国道331号に近接した場所における平成5年の沖縄総合事務局調査では、国道周辺の原野及び耕作地でセッカの生息が確認されている国道331号（那覇市宇平田原）の交通量は、27,705台/日であり、これに対して、90台/日程度の交通量に伴う騒音が及ぼすセッカへの生息阻害は少ないと考えられ、工事中の資材及び機械の運搬車両の運行に伴う騒音によるセッカの生息状況の変化は小さいものと考えられる。</p>	<p>◎環境影響の回避・低減の検討 事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、事業実施区域周辺に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。</p> <p>◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価 沖縄県が平成15年4月に策定した沖縄県環境基本計画によると「事業別環境配慮指針」として、「飛行場の設置又は変更の事業」において、「貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然とふれあう重要な場等の貴重な自然や文化財等に影響を及ぼす立地は避けるように努める」、「自然性の高い地域にあつては、工事計画、飛行計画の工夫等により、騒音や光等による野生生物への影響の低減に努める」、「その他、当該事業の実施に当たり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する」と記載されており、これを環境保全の基準又は目標とする。 事業の計画検討に当たり講じた緑化等の環境保全配慮を講ずること等により、重要な種に及ぼす影響は、最小限にとどめるよう十分配慮されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。</p>	<p>事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は、極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。</p>	<p>環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないと判断した。</p>